

豊川市監査公表第14号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和元年5月10日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	鈴木 篤 男

【別紙】

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知書（福祉部福祉課）

『社会福祉法人 豊川市社会福祉協議会 財政援助団体等監査』

監査実施期間 平成30年6月22日から
平成30年8月 9日まで

豊川市監査公表第24号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(改善事項)</p> <p>1 指定管理基本協定書に添付してある附属備品一覧において、既に廃止された備品が記載されており、附属備品一覧の更新手続きがされていなかったため、改善されたい。</p>	<p>(改善事項)</p> <p>1 指定管理基本協定書に添付してある附属備品一覧について、指定管理者と協議し、廃止された備品等を確認して現在の配備状況を整理した。</p> <p>附属備品一覧の更新は、平成31年4月1日付けで変更協定の締結により改善した。</p>

(注) 上記の措置状況は、平成31年4月17日現在のものである。